

○千葉大学医学部附属病院医療安全管理に関する基本方針

（平成16年4月1日制定）

第1 基本的な考え方

医療上の事故等の防止（以下「医療事故防止」という。）については、病院職員個人の努力はもとより必要であるが、高度化・複雑化する医療環境の中では病院職員個人の努力に依存した対策のみでは対応に限界があり、組織的な取り組みが必要である。このため千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）が組織的に医療安全管理について検討し、患者に安全・確実な医療を提供するため、次のとおり基本方針を定める。

第2 病院長の責務

病院長は、自ら医療安全管理体制を確保するとともに、医療安全管理責任者を配置するにあたっては、必要な権限を委譲し、また、必要な資源を付与して、その活動を推進することで病院内の安全管理に努める。

第3 医療安全管理に関する組織と取組

- 1 千葉大学医学部附属病院規程第6条第6項の規定により医療安全管理責任者に任命された副病院長は、医療安全管理部、医療の質・安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等（以下「医療安全管理に係る組織等」という。）を統括する。
- 2 病院における医療安全管理対策は、病院長及び医療安全管理に係る組織等を中心に病院全体で取り組む。

第4 医療安全管理のための職員研修

全病院職員に対し、医療安全管理のための教育・研修を行い、医療の質の向上に努める。

第5 医療上の事故等の報告

医療上の事故及びインシデントに関する情報は、「千葉大学医学部附属病院インシデント及び医療上の事故発生時の対応に関する取扱要項」（以下「取扱要項」という。）に従い、迅速に報告する。その際、医療上の事故及びインシデントの

報告については、患者のプライバシーに十分配慮する。

第6 医療上の事故等発生時の対応

- 1 医療上の事故等が発生した場合は、取扱要項に従い迅速に対応する。
- 2 医療上の事故及びインシデントの把握・分析・改善・評価については、医療安全管理部が行い、必要に応じて医療の質・安全管理委員会において審議する。この場合において、分析・改善については、病院全体の問題として、予防の視点から行う。
- 3 前項の医療上の事故及びインシデントに関する情報のうち重要なものは、病院職員に還元し共有する。また、必要に応じて、その情報を公表し、医療界全体の医療事故防止に貢献する。

第7 患者等への当該基本方針の閲覧

本基本方針は、患者等が自由に閲覧することができるよう、病院のホームページに公開する。

第8 患者からの相談への対応

医療安全管理部は、患者相談の担当部署と連携を図り、患者・家族等の経済的、心理的及び社会的相談の対応その他意見・要望の受入れなど、病院機能の改善に努力する。

第9 その他の医療安全推進への対応

高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合には、関係学会から示される「高難度新規医療技術の導入を検討するに当たっての基本的な考え方」やガイドライン等を参考に実施する。

第10 その他

本基本方針は、医療の質・安全管理委員会において見直しを行う。

附 則

この基本方針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成25年12月9日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成31年1月1日から施行する。